

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
前橋地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。		
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 2日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 加部 祐太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月30日から 令和 7年11月 6日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年11月13日 午前10時00分 前橋地方裁判所桐生支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年12月 4日 午前10時00分 前橋地方裁判所桐生支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7年11月20日 午前10時00分から 令和 7年11月20日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 2日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 530, 000 2, 024, 000	一括	506, 000	29, 903	0
1	1, 630, 000				
2	900, 000				
					</

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 桐生市新里町山上字沼西 |
| | 地 番 | 1 5 5 9 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 0 3 . 4 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 桐生市新里町山上字沼西 |
| | 地 番 | 1 5 5 9 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 4 . 2 9 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 8月29日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 加部 祐太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

本件土地は、売却対象外の土地（地番1559番8）への通行のために利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 所 在 | 桐生市新里町山上字沼西 |
| | 地 番 | 1 5 5 9 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 0 3. 4 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 桐生市新里町山上字沼西 |
| | 地 番 | 1 5 5 9 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 4. 2 9 平方メートル |

令和 7 年（ケ）第 8 号
令和 7 年 6 月 5 日受理
令和 7 年 7 月 17 日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所桐生支部

執行官 齋 藤 公 秀 ㊞

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 桐生市新里町山上字沼西 |
| | 地 番 | 1 5 5 9 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 0 3 . 4 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 桐生市新里町山上字沼西 |
| | 地 番 | 1 5 5 9 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 3 4 . 2 9 平方メートル |

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	群馬県桐生市新里町山上 1559番地2 (住居表示未実施)	
土 地	物件1、2	
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件1、2) ☐ 公衆用道路 ☐	
形 状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が物件の土地に、下記目的外建物を所有し、占有している。 ☒ 上記の者が、住居の敷地である隣地(1559番8の土地)と一体的に庭及び通路として使用・占有している(物件2)。 ☒ 上記の者が、土地に太陽光発電設備を設置し、上記隣地及び物件2と一体的に使用・占有している(物件1)。 ☐ 公衆用道路として使用されている。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
そ の 他 の 事 項	☒ 「執行官の意見」のとおり	
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は本件土地の所有者です。 2 土地上の太陽光発電設備の所有者は私です。支払も完了しているはずです。 3 太陽光発電設備に関する契約書等の書類は、全て見当たらないので詳細は不明です。
■ B (A代理人弁護士)	1 私はAの破産申立に係る代理人です。 2 太陽光発電設備は売電用に設置したものと聞いていますが、契約書類等は預かっていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執行官の意見

■以下のとおり

1 本件物件の状況

- (1) 土地建物位置関係図及び添付した写真のとおりである。
- (2) 前橋地方法務局桐生支局で確認したところ、本件土地上に登記された建物は存在しない。

2 本件土地の利用・占有状況

- (1) 本件土地は、件外土地（Aが居住する建物の敷地である1559番8の土地、倉庫の敷地となっている1559番9の土地 及び 物件1の南側に接する1560番1の土地等）とともに一体利用されている。

そのため、太陽光発電設備が設置された物件1についても、現況地目を宅地と認定した。

- (2) 本件物件の北東側に上記一体利用される土地への入口があり、門が設置されている（写真①）。

現状、この入口からは物件2の土地を通行しないと居宅に至ることができない。

一方、本件土地の使用に当たっては件外土地への立入りを要すると思われる。

これらの事情から、件外物件の占有者（A）との間で土地の利用に係る調整を図る必要があることに留意されたい。

3 売却対象範囲

本件土地には、太陽光発電設備がある。

これは売電用に設置されたものではあるが、設置場所が住宅の敷地と一体利用される土地上であり小規模なものであること、容易に移動が可能な態様で設置されていること、所有者が個人であること等を考慮すると、本件土地は工場抵当法第1条第2項の「工場」には該当しないものと思料する。

よって、本件土地上の太陽光発電設備に工場抵当法の適用はなく、売却対象外の動産となる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

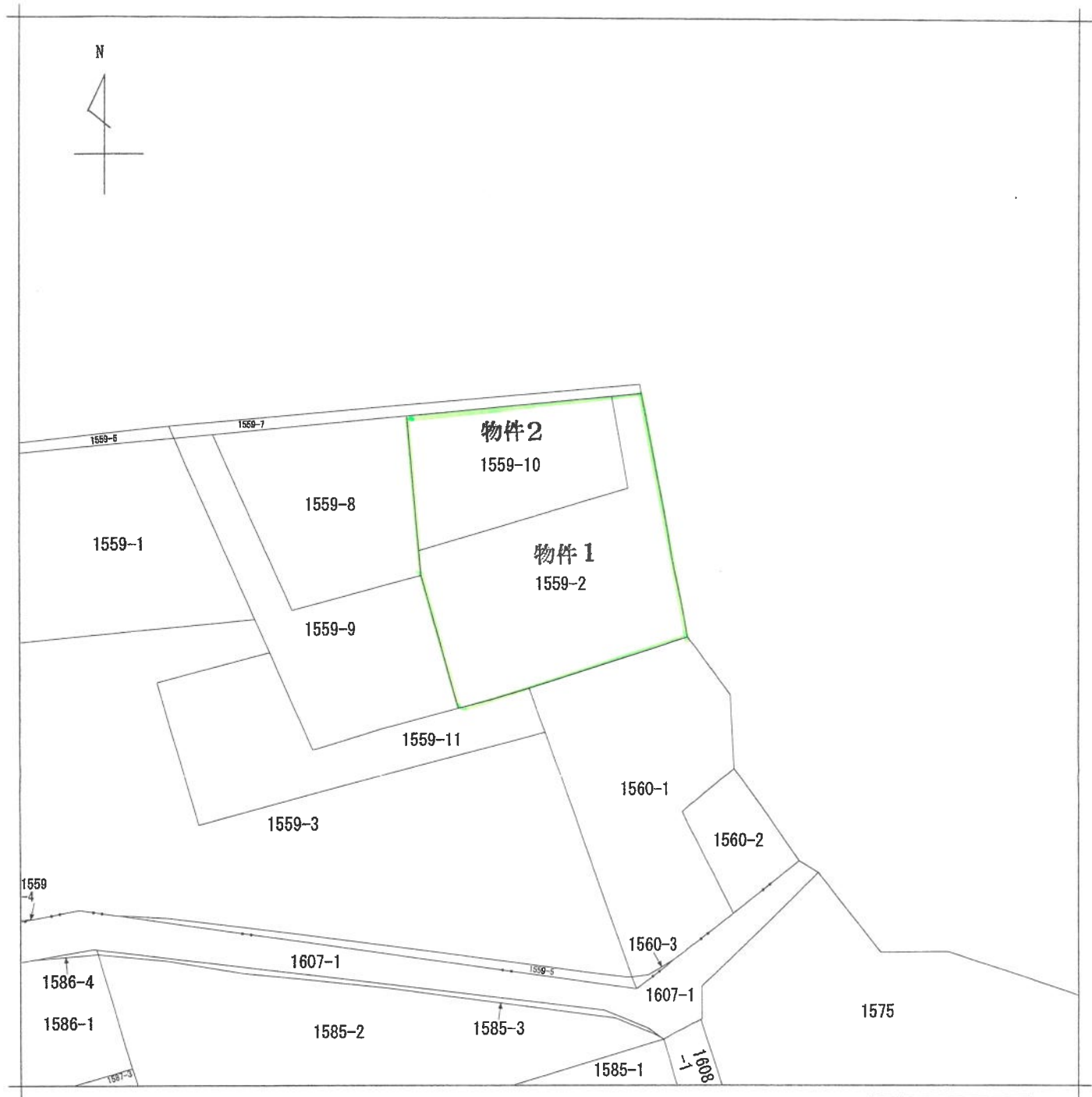
(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年6月5日 12:40-13:00	前橋地方法務局 本局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 本件土地上の登記建物（本件建物以外）不存在確認
令和7年6月5日 14:15-14:30	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 境界確認 ☒ 写真撮影
令和7年6月26日 14:05-14:35	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ Aから聴取 ☒ 境界確認 ☒ 写真撮影
令和7年6月30日 14:40-14:55	物件所在地	☒ 太陽光発電設備調査 ☒ 写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和7年6月26日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	桐生市新里町山上字沼西				地番	1559番2		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和58年2月19日			備付年月日(原図)	昭和58年2月19日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方方法務局桐生支局管轄)

令和7年5月21日

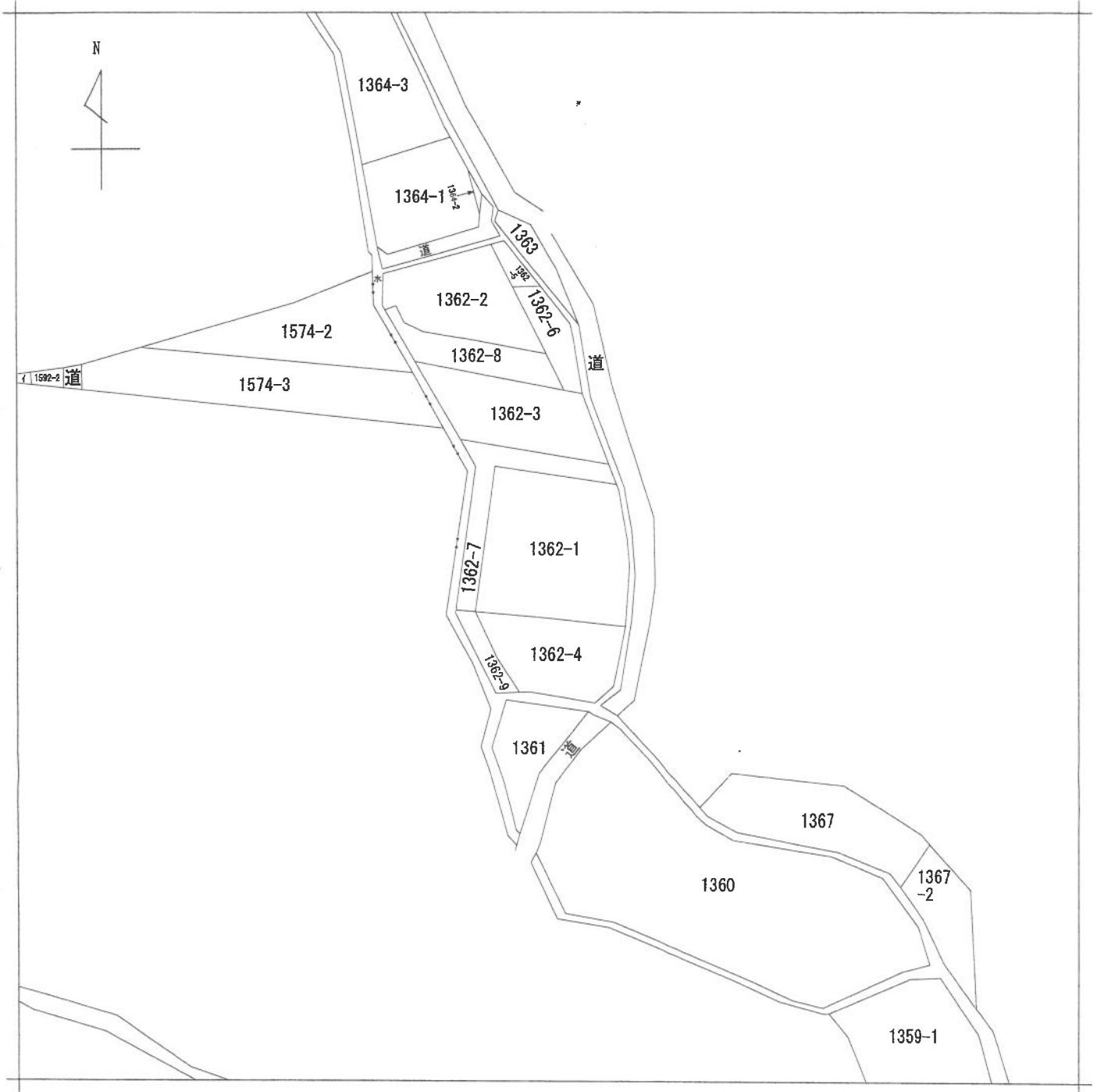
宇都宮地方方法務局

整理番号：H33304-1

登記官

(6 枚目)

A3をA4に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	桐生市新里町山上字乙後閑					地番	1362番1		
出力縮	1/600	精度区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)	平成13年2月1日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月5日
前橋地方法務局桐生支局
登記官

請求番号：23-1
(1/1)

(7 枚目)

A3をA4に縮小

公用

令和7年6月5日 前橋地方法務局桐生支局

令和7年6月5日 前橋地方法務局桐生支局

產品名

A3をA4に縮小

地番	1559番2.7~10
----	-------------

土地の所在

敬啟者

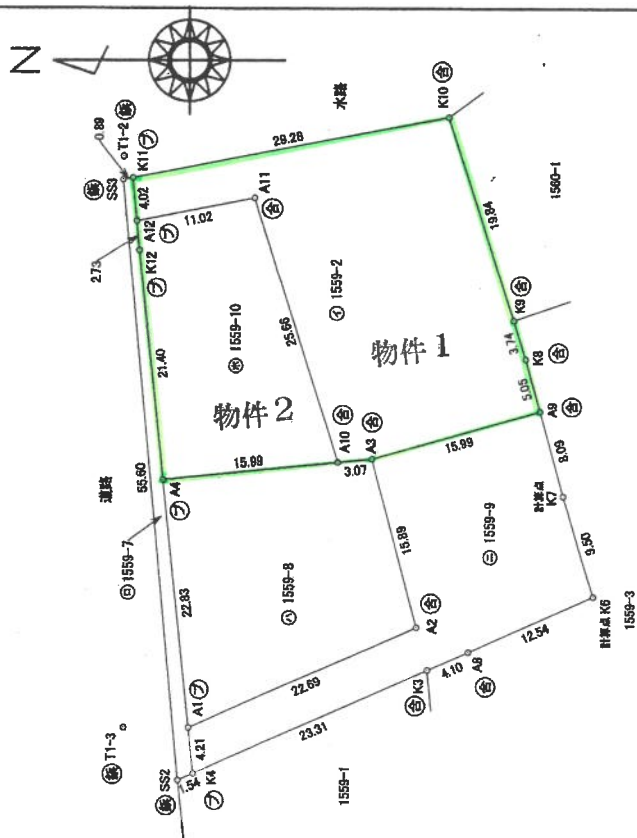
凡例	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別
	石	杭	金	金属杭	キ	刻ミ()
	コ	コンクリート杭	ブ	プレート		
	合	合成杭	紙	金属紙		

地番	1559-2	X _n	Y _n	X _n - (Y _n - Y _{n-1})
A0		48562.611	-53938.198	-91297.708880
A12		48561.791	-53936.069	-1039162.327503
A11		48561.791	-53936.069	-1039162.327503
A10		48564.333	-53960.631	-1177415.885581
A13		48564.127	-53960.326	227415.882745
A9		48526.899	-53955.948	449398.550639
A8		48527.219	-53951.065	410831.436054
K8		48528.308	-53947.480	1093342.779240
K9		48534.222	-53928.536	645068.344802
K10		48534.222	-53928.536	645068.344802
K11		48552.956	-53934.189	-469263.843928
合計			合計	-1206.972312
合計面積			合計面積	603.48
合計地積			合計地積	603.48

地 番	1559-7	Yn	Xn' (Yn+Yn-1)
NO	Xn		
SS2	49558. 977	-63989. 756	-2659478. 052336
K4	49557. 570	-53989. 129	230407. 487400
A1	49557. 988	-53884. 936	1306895. 457080
A4	49560. 253	-53962. 219	2137185. 294783
K12	49562. 376	-53940. 825	1166516. 833896
A18	49562. 611	-53938. 189	327117. 747866
K11	49562. 956	-53934. 189	1863636. 062172
SS3	49563. 832	-53934. 361	-2628568. 462244
		合 計	-125. 622053
	合 計	面 積	62. 8110265
		地 塊	62. 81

地 番	① 1559-8			Y _n	X _n - (Y _n + Y _{n-1})
	NO	X _n			
	A1	48557.988		-53894.936	-854658.794216
	A2	48537.252		-53975.701	1194501.771720
	A3	48541.277		-53960.326	731817.044390
	A10	48544.333		-53860.631	-91894.422369
	A4	48560.253		-53862.219	-1180256.949165
			合 計		-791.348040
		合 計	面 積		395.6748200
			個 價		395.67

地 名	1959-9		Y n	X n · (Y n - Y n - 1)
	X n	Y n		
NO				
K4	48557	570	-53939	129
K4	48557	570	-53939	129
K3	48536	271	-53979	643
K3	48536	271	-53979	643
K8	48532	522	-53977	974
K8	48532	522	-53977	974
K6	48551	665	-53972	871
K6	48551	665	-53972	871
K7	48523	785	-53983	761
K7	48523	785	-53983	761
A9	48525	899	-53955	946
A9	48525	899	-53955	946
A3	48541	277	-53960	326
A3	48541	277	-53960	326
A2	48537	252	-53975	701
A2	48537	252	-53975	701
A1	48557	988	-53934	936
A1	48557	988	-53934	936
合 計			-790	39065
合 計			-790	39065
合 計			396	1903425
合 計			396	1903425



地番	1559-10	X_n	Y_n	$X_n \cdot (Y_n + Y_{n-1})$
NO				
A4	48560.253	-53862.219		-956928.345618
A10	48544.333	-53360.631		1268434.307950
A11	48551.791	-53336.069		1048192.327503
A12	48562.611	-53338.198		-2356320.039016
K12	48562.378	-53940.926		-1166616.833886
		合計		-668.583077
合計		面積		334.2915385
		換算		334.29

品名		Y成績		X成績		Y成績		X成績	
焼	焼	29856.5	333	48563.3	919	53984.9	923	48563.3	919
生	生	46807.9	954	48563.7	760	53984.9	923	48563.3	919
生	生	44174.1	198	48563.7	760	53984.9	923	48563.3	919
生	生	44174.1	198	48563.7	760	53984.9	923	48563.3	919

近傍の電子基準点 世界測地系座標 区系(測地成果2011) ネットワーク型RTK—GPS

平成27年2月23日測量

作者

(平成 27 年 2 月 25 日作成)

人請

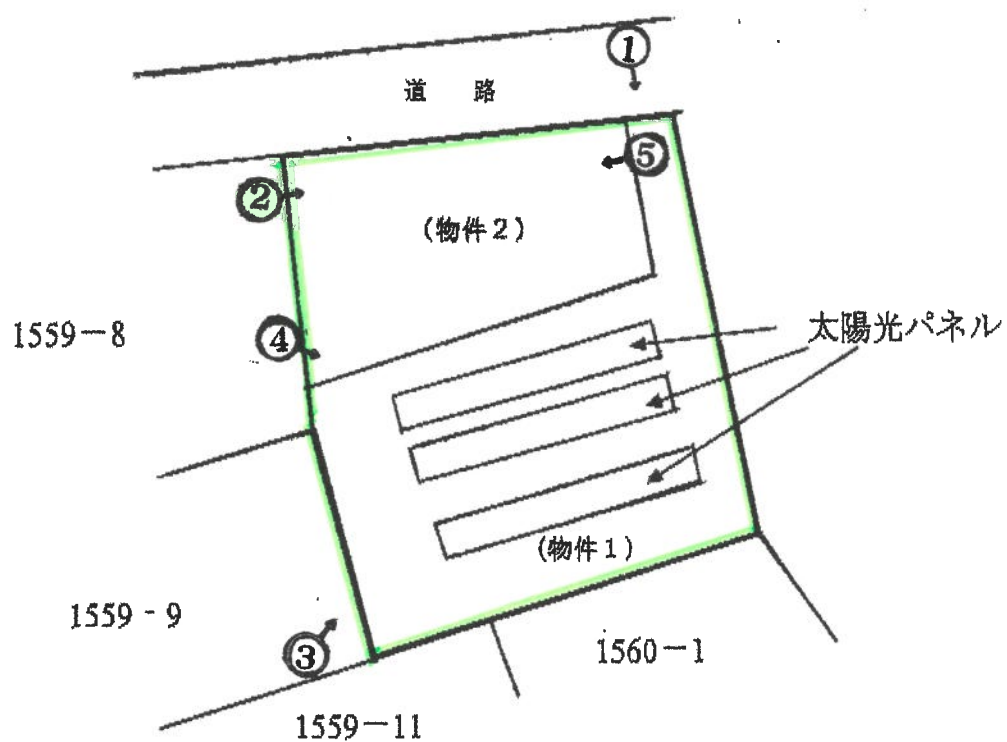
縮尺 1/500

(群馬土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図



令和7年(ケ)第8号



縮尺 1 : 500

←○ 写真撮影位置・方向



①



②



③



④



⑤

令和7年（ケ）第8号
令和7年6月26日 現地調査
令和7年7月17日 評 価

前橋地方裁判所桐生支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
津久井 伸昭

第1 評価額

一括価格	
2,530,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	1,630,000円
物件2(土地)	900,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至物件2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 番目 地積	桐生市新里町山上字沼西 1559番2 宅地 603.48㎡	同左
2	所在地 番目 地積	桐生市新里町山上字沼西 1559番10 宅地 334.29㎡	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1、2)

位置・交通		上毛電鉄『新里』駅北西方約2.4km(道路距離)に位置する。 (別添位置図参照)	
付近の状況		農地の間に一般住宅、農家住宅等の見られる地域。地域周辺は農地のほか、農家住宅、一般住宅等の見られる地域である。地域要因の変動要因も少なく、当面の間現状にて推移するものと思料される。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分		非線引都市計画区域
	用途地域		無指定
	建ぺい率		70%
	容積率		400%
	防火規制		—
	その他の規制		—
画地条件等	地積	登記簿とほぼ同程度	
	間口	約28m	
	奥行	約29m	
	形状	ほぼ整形の土地	
	その他	接面道路にほぼ等高に接面し敷地内はほぼ平坦。東側は2m以上低い。	
接面道路		北側約6.3m舗装市道(市道1-103号線・建築基準法42条1項1号道路)に接面する土地である。	
土地の利用状況		物件2は土地所有者が住宅の敷地である隣地(1559番8の土地)と一体的に庭及び通路として使用・占有している。物件1は土地所有者が土地上に太陽光発電設備を設置し、上記隣地及び物件2と一体的に使用・占有している。	
供給処理施設		上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし(特記事項②参照)	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込ことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特記事項		① 文化財保護法上、周知の埋蔵文化財包蔵地の可能性は少ない。 ② 北側市道に農業用集落排水の施設管が存在する。 ③ 物件1の土地上に売却対象外の太陽光発電設備が存在する。(現況調査報告書参照)	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 更地価格(物件1、2)

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格(円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	6,900	65%	603.48	100%	2,710,000
2	6,900	65%	334.29	100%	1,500,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示等 桐生(県)-15

地価調査価格 7,900円/㎡ × 時点修正 99.4 / 100 × 標準化補正 100 / 103 × 地域格差 100 / 110 ÷ 標準画地価格 6,900円/㎡

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等

◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を検討し上記のとおり査定した。

イ 個別格差

物件1、2 : 0.65 規模、東側隣地等

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 更地のため必要なし。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	2,710,000	0%	0
2	1,500,000	0%	0
土地利用権等価格(合計)			0

イ 土地利用権等割合 : 土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 土地:1①オ 建物:1②エ 円 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 2①ウ イ	占有減価 修正 % ウ	市場性 修正 % エ	競売市 場修正 % オ	その他 控除減 価(敷 金等) 円 カ	評価額 (ア±イ)×ウ× エ×オーカ 円
1	2,710,000	0		100%	60%	—	1,630,000円
2	1,500,000	0		100%	60%	—	900,000円
一括価格(合計)							2,530,000円

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 必要なし

オ 競売市場修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他控除減価 : 控除の必要なし

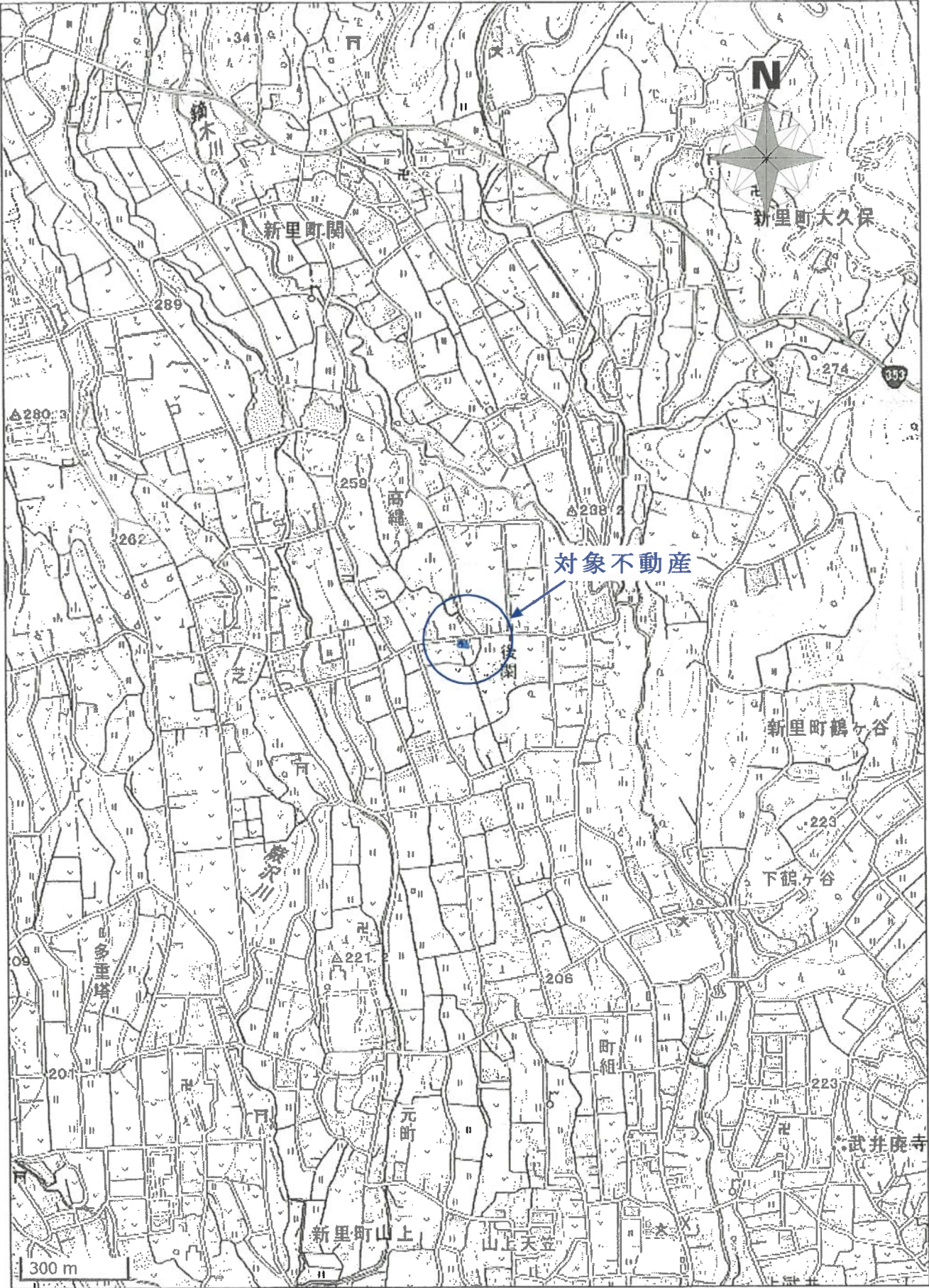
第6 参考価格資料

地価公示等 桐生(県)-15

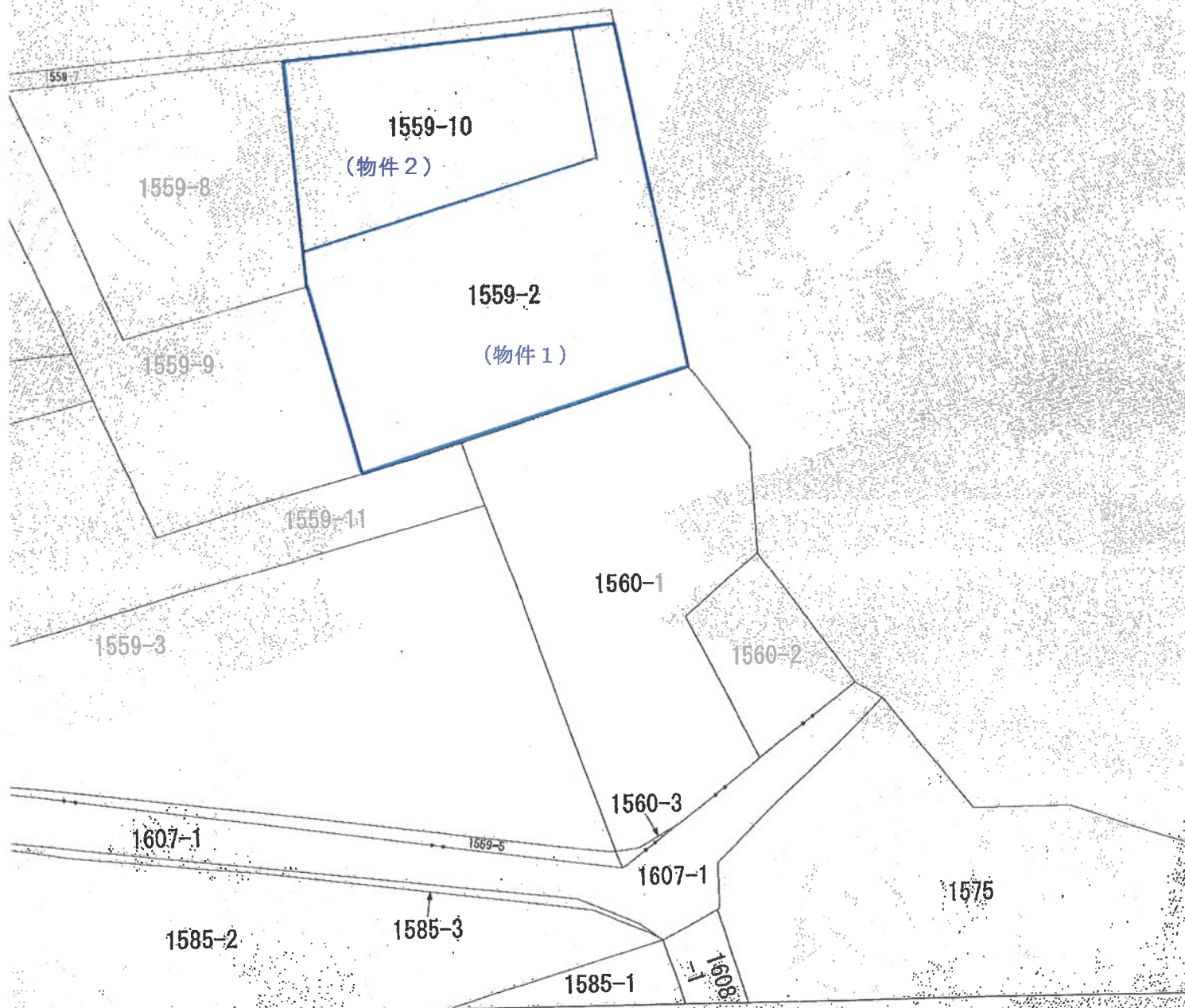
所在	:	桐生市新里町鶴ヶ谷字下鶴谷80番4
価格	:	7,900 円／ m ²
位置	:	新里駅2.2km
価格時点	:	令和6年7月1日
地積	:	485m ²
供給処理施設	:	水道
接面街路	:	南東4m市道
用途指定等	:	非線引都市計画区域(建蔽率70% 容積率400%)
地域の概要	:	農家住宅、一般住宅が混在し、農地も見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 土地建物位置関係図



位置図



区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け
置及び形状の概略を記載した図面です。

公 図 写

縮尺 1 : 500

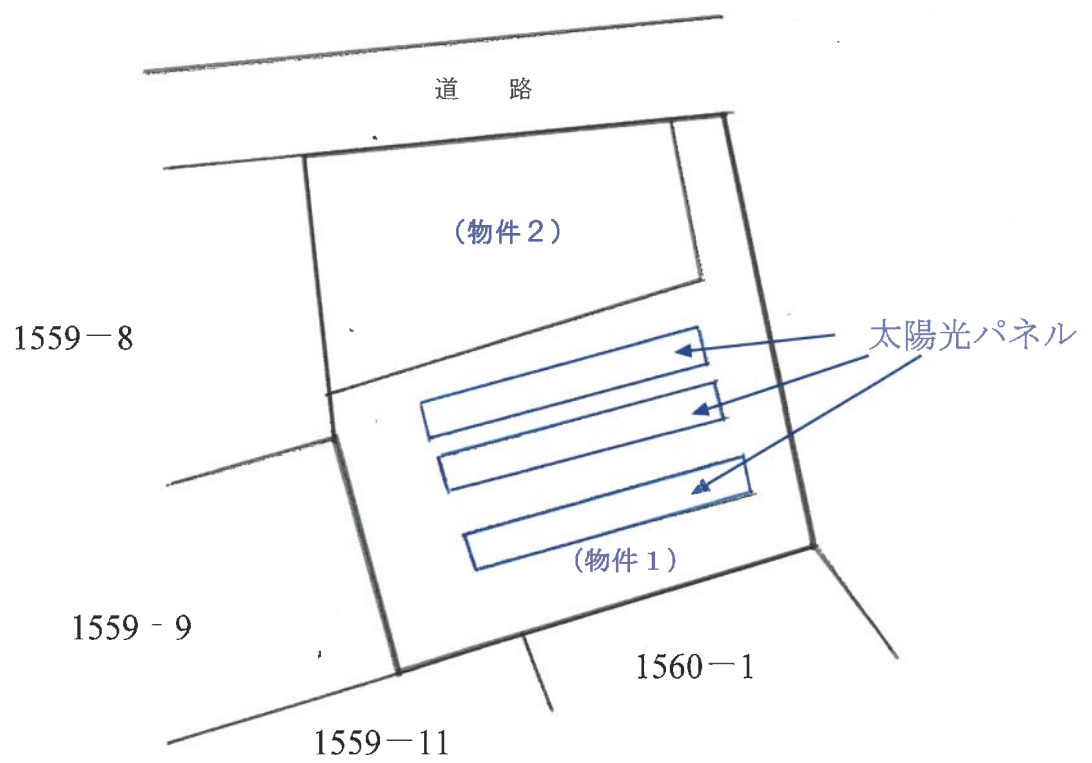
地番区域見出

新里町山上

土地建物位置関係図



令和7年(ケ)第8号



縮尺 1 : 500